

奈良市公報

号 外 第 14 号

平成22年 6 月15日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 職員の職に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則… 1
- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市職員公舎管理規則を廃止する規則…………… 5
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…… 5
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市税減免規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則……………14

規 則

職員の職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第22号

職員の職に関する規則の一部を改正する規則

職員の職に関する規則（昭和43年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表技術職員の項中「学芸員」を「学芸員、介護支援専門員」に改め、同表技能職員の項中「機械操作員」を「機械操作員、体育施設管理士」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（平成22年 3 月31日揭示済）

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第23号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市臨時職員に関する規則（平成 2 年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（給料）

第 6 条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第41条第 1 項の規則で定める給料の額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、業務又は職種の特異性その他の事情により、その任用が著しく困難になると認めるときは、同一職種について民間において通常支払われる給料の額との均衡等を考慮して同項の規定に基づき市長が定める。

第 6 条の 2 を削る。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第10条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた臨時職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第12条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第13条第 1 項本文を次のように改める。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例第41条第 2 項の規則で定める通勤手当の額は、別表第 2 のとおりとする。

第13条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第13条の 2 給与は、臨時職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

第14条を次のように改める。

（時間外勤務代休時間）

第14条 任命権者は、第10条第2項の規定により時間外勤務手当を支給すべき臨時職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、勤務を割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定は、奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「定数内職員」という。）の例による。

第17条の2第1項中「は、継続し、又は分割した10日の年次休暇を受けることができる」を「の年次休暇の日数は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定の例による」に改める。

第18条第1項第2号中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

別表中「（第3条・第7条関係）」を「（第3条・第6条・第12条関係）」に改め、同表事務職の部保育士の項中「7,500」を「8,400」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区 分	通勤距離（片道）	日 額
交通機関利用	—	現実に要する往復の運賃等の額に相当する額
自動車利用	5キロメートル未満	280円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	380円
	10キロメートル以上	470円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5キロメートル未満	130円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	230円
	10キロメートル以上	330円

備考 通勤手当の認定等取扱いについては、定数内職員の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第24号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「基本報酬及び特別報酬とする」を「次に掲げる額を超えない範囲内で、非常勤嘱託職員の職務等に応じ

市長が定める」に改め、同条に次の表を加える。

区 分	報 酬 の 額
事 務 嘱 託	月額 350,000円
技 術 嘱 託	月額 350,000円
技 能 嘱 託	月額 300,000円
業 務 嘱 託	月額 300,000円

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条中「基本報酬額」を「報酬額」に、「基本報酬」を「報酬」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（費用弁償）

第10条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第42条第2項の規則で定める通勤手当の額は、別表第1のとおりとする。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の者及び月の勤務日数が11日以下の者には支給しない。

第11条 削除

第15条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第15条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 非常勤嘱託職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号及び第2項第5号に掲げる場合を除く。）一の年度において10日の範囲内の期間

第15条の2第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第10条関係）

区 分	通勤距離（片道）	月 額
交通機関利用	—	利用区間に係る1箇月の定期券の額に相当する額
自動車利用	5キロメートル未満	6,000円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	8,000円
	10キロメートル以上	10,000円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5キロメートル未満	2,700円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,800円
	10キロメートル以上	6,900円

備考 通勤手当の認定等取扱いについては、常勤職員の例による。

別記様式中「基本報酬」を「報酬」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第25号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成 3 年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 6 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 9 条第 1 項本文を次のように改める。

条例第42条第 2 項の規則で定める通勤手当の額は、別表第 2 のとおりとする。

第 9 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第11条の 2 第 1 項中「は、継続し、又は分割した10日の年次休暇を受けることができる」を「の年次休暇の日数は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定の例による」に改める。

第17条中「定数内職員」を「奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第 1 号）第 1 条に定める職員（以下「定数内職員」という。）」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 （第 9 条関係）

区 分	通勤距離（片道）	日 額
交通機関利用	—	現実に要する往復の運賃等の額に相当する額
自動車利用	5 キロメートル未満	280円
	5 キロメートル以上 10キロメートル未満	380円
	10キロメートル以上	470円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5 キロメートル未満	130円
	5 キロメートル以上 10キロメートル未満	230円
	10キロメートル以上	330円

備考 通勤手当の認定等取扱いについては、定数内職員の例による。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第26号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「、能率報酬及び特別報酬」を「及び能率報酬」に改め、同条第 2 項中「55,000円」を「61,400円」に改め、同条第 4 項第 1 号を次のように改める。

(1) 保険料等の収納件数に100円を乗じて得た額

第10条第 4 項中第 4 号を第 6 号とし、同項第 3 号中「1,000円」を「5,000円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 2 号を第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 現年度分の保険料等の収納金額に100分の 3 を乗じて得た額

(3) 滞納繰越分の保険料等の収納金額に100分の 7 を乗じて得た額

第10条第 5 項及び第 6 項を削る。

第11条中「、特別報酬は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日に」を削り、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第27号

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則（平成11年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項中「市長が定める」を「別表に定めるとおりとする」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

区 分	通勤距離（片道）	日 額
交通機関利用	—	現実に要する往復の運賃等の額に相当する額
自動車利用	5 キロメートル未満	280円
	5 キロメートル以上 10キロメートル未満	380円
	10キロメートル以上	470円

自転車、原動 機付自転車及 び自動二輪車 利用	5キロメートル未満	130円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	230円
	10キロメートル以上	330円

備考 通勤手当の認定等取扱いについては、定数内職員（奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員をいう。）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第28号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第10条第1項において」を「以下」に改める。

第9条の5の次に次の1条を加える。
(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の6 条例第8条の3第1項の規則で定める期間は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。）第17条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における一般職給与条例第17条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 一般職給与条例第17条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 一般職給与条例第17条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間

45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、市長が定める。

第10条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第11条第2項中「年に」を「年度に」に改める。

第11条の2第1項第1号及び第2号中「当該年」を「当該年度」に改め、同条第3項及び第4項中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改める。

第12条中「一の年」を「一の年度」に改める。

別表第2第17号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表第19号中「一の年の」を削り、同表第20号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表備考第1項中「週休日」の次に「、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日」を加える。

別表第2の付表備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(特別休暇に係る経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において取得することができるこの規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2第17号の休暇（以下「ボランティア休暇」という。）及び第20号の休暇（以下「子の看護休暇」という。）の日数は、改正後の規則によるボランティア休暇及び子の看護休暇の規定にかかわらず、この規則による改正前の奈良市職

員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2の規定により平成22年に取得することができることとされていたボランティア休暇及び子の看護休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間にボランティア休暇及び子の看護休暇を取得した場合にあっては、その日数を減じた日数）に2日を加えた日数とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成22年 3 月31日揭示済）

奈良市職員公舎管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第29号

奈良市職員公舎管理規則を廃止する規則

奈良市職員公舎管理規則（昭和56年奈良市規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（平成22年 3 月31日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第30号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（以下「週休日」という。）」を削る。

第6条の5中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第6条の6第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同号イ中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第12条の2に規定する扶養親族で条例第14条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に、「含む。以下同じ」を「含む。以下この号において同じ」に改め、「（条例第12条の2に規定する扶養親族で条例第14条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次号イに掲げる住宅」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、同条第9項中「第7項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「第6項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条

第11項中「第6項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項中「又は職員が第3項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は5年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改め、同項を同条第9項とし、同条第13項を同条第10項とする。

第19条第5項に次のただし書を加え、同項を同条第6項とする。

ただし、職員が勤務時間等条例第8条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給については、勤務時間等条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の給料の支給日に支給する。

第19条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 条例第17条第4項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号。以下「勤務時間等規則」という。）第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。第34条において同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同項の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合

当該月における最初の日曜日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合

当該月における最初の日曜日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

第22条第1項第1号中「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号。以下この項において「勤務時間等規則」という。）」を「勤務時間等規則」に改める。

第29条第3号中「奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の次に「(昭和41年奈良市条例第30号)」を加える。

別表第1市長の事務部局の項中「保健所長 都祁診療所長」を「保健所長」に、「主幹 月ヶ瀬診療所長」を「主幹」に、「職務の級7級の主幹」を「職務の級7級の主幹 秘書課政策調整室長の職務」に、「保育園長(吐山保育園長を除く。)」を「保育園長」に、「主査」を「主査 室長補佐」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「職務の級8級の主幹」を「職務の級8級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長」に、「埋蔵文化財調査センター所長 教育センター準備室長」を「学校教育課教育センター準備室長」に、「室長補佐 青少年児童会館長」を「室長補佐」に改め、同表監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	局長	85,700円	10,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	100分の15
	課長補佐	50,500円	4,000円	100分の10

別表第1消防の項中「次長」を「副局長 消防危機統制監」に、「文化財防災官」を「文化財防災官 指揮救助隊長」に、「分署長 出張所長」を「分署長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(住居手当の経過措置)
- この規則による改正後の給料等の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第6条の6の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に

在職する職員に対しては、この規則による改正前の給料等の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）第6条の6の規定を適用し、住居手当を支給する。この場合において、旧規則第6条の6第3項第2号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と、「5,800円」とあるのは「4,000円」と、同項第4号並びに同条第4項及び第5項中「4,300円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

- 新規則第6条の6の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に在職する職員に対しては、旧規則第6条の6の規定を適用し、住居手当を支給する。この場合において、旧規則第6条の6第3項第2号中「4,300円」とあるのは「1,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,000円」と、同項第4号並びに同条第4項及び第5項中「4,300円」とあるのは「1,500円」と読み替えるものとする。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第31号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の各号を加える。

- 市長が行う試験又は市長がこれに準ずると認める試験の結果に基づいて職員となつた者については、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴）を取得した時以後の経験年数
- 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号の試験の行われる職と同等と認められる職に採用された職員については、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴）を取得した時以後の経験年数
- 前2号又は次号に該当する者以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴）を取得した時以後の経験年数
- 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号級が職務の級の最低の号級（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号級を除く。）である者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

別表第1の2級の項から5級の項までを次のように改める。

2 級	主事の職務
3 級	主務補の職務
4 級	主務の職務
5 級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 地区調整主任の職務 4 保育園副園長の職務

別表第 1 の 6 級の項中「、消防分署長又は消防出張所長」を「又は消防分署長」に改め、同表 7 級の項中

- 「5 市民サービスセンター所長の職務
6 図書館長の職務
7 文化財防災官の職務 を
8 埋蔵文化財調査センター所長の職務
9 教育センター準備室長の職務 」
「5 秘書課政策調整室長の職務
6 市民サービスセンター所長の職務
7 図書館長の職務 に改め、
8 文化財防災官の職務
9 指揮救助隊長の職務
10 学校教育課教育センター準備室長の職務」

- 同表 8 級の項中
「8 月ヶ瀬診療所長の職務
9 西部出張所長の職務
10 行政センター所長の職務 を
11 相当の経験を有する消防署長の職務
12 高等学校事務長の職務
13 相当の経験を有する図書館長の職務」
「8 出張所長の職務
9 行政センター所長の職務
10 相当の経験を有する消防署長の職務 に改め、同
11 高等学校事務長の職務
12 相当の経験を有する図書館長の職務
13 消防副局長及び消防危機統制監の職務」

- 表 9 級の項中
「7 都祁診療所長の職務 「7 会計管理者の職務
8 会計管理者の職務 を 8 消防長の職務
9 消防長の職務 9 議会事務局長の職務」
10 議会事務局長の職務」
に改める。

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第32号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則（昭和42年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の 2 の項中「農林課及び環境保全課環境検査センター」を「工事検査課、農林課及び管財課庁舎管理係」に、「前項」を「前 2 項」に改める。

別表第 2 を次のように改める。
別表第 2 （第 3 条・第12条関係）

貸 与 品 名		同一年度内に貸与を受け ることができる数量					貸与 期間	着用 期間
		事務 職員	技術 職員	廃棄 物等 収集 職員	環境 清美 工場 職員	最終 処分 場職 員		
夏 服	上 衣	3	3	3	5	3	12月	夏服 は、 6 月 1 日 から 9 月 30日 まで、 冬服 は、 10月 1 日 から 5 月 31日 まで とす る。
	ズ ボ ン	3	3	3	5	3	12月	
	帽 子	1	1	1	2	1	12月	
	バ ン ド	1	1	1	2	1	12月	
冬 服	上 衣	2	3	3	5	3	12月	
	ズ ボ ン	2	3	3	5	3	12月	
	帽 子	1	1	1	2	1	12月	
	バ ン ド	1	1	1	2	1	12月	
靴	運 動 靴	2	2	5	2	2	12月	
	ゴム長靴	1	1	3	2	2	12月	
	安 全 靴			5	2		12月	
手 袋		6	6	12	6	6	12月	
雨 作 業 衣		1	1	2	1	1	24月	
防 寒 コ ー ト		1	1	1	1	1	24月	
(備考) 新任のときの貸与品については、別に定めるものとする。								

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第33号

奈良市会計規則の一部を改正する規則
奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「定める課」の次に「、室」を加え、「、都祁診療所、月ヶ瀬診療所」を削る。

第 6 条第 1 項第 3 号中「会計調達係長」を「会計係長」に改める。

第14条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第20条第1項中「指定金融機関等は」の次に「、次の各号に定める領収印を押印し」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 会計管理者、出納員又は現金分任出納員 領収印（別記第2号様式）
- (2) 指定金融機関等 日付、店舗名及び領収した旨の表示のある領収印

第20条第2項に後段として次のように加える。

この場合においては、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

第20条第3項中「かかわらず、口座振込」を「かかわらず、コインロッカー等による現金の収納及び口座振替」に改める。

第22条の2第1項中「令第158条第1項及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23」を「令第158条若しくは第158条の2、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2」に改める。

第23条第1項第2号イ(㊦)中「心身障害者医療費」の次に「、精神障害者通院医療費」を加え、同号イ(㊦)中「自立支援給付費」を「自立支援給付及び地域生活支援事業に係る扶助費」に改め、同号中(シ)を(ㇵ)とし、(㊦)を(ㇶ)とし、(ㇶ)の次に次のように加える。

(ㇶ) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく子ども手当 第30条各号を次のように改める。

- (1) 交際費
- (2) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行に対して支払う経費
- (3) 即時支払を必要とする運搬料、通信料、使用料及び賃借料並びに物資の購入に要する経費
- (4) 各種会合の開催場所において直接支払を必要とする参加資料代及び出席負担金
- (5) 即時支払をしなければならない賠償金、補償金及びこれに類する経費
- (6) 供託金
- (7) 自治会に対して交付する交付金
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に会計管理者が必要と認める経費

第37条第1項中「市長がその必要がないと認めた」を「擬制相手方登録による」に改める。

第41条第1項及び第2項を次のように改める。

主務課長は、債権者に対し、原則として口座振替払の方法により支払うようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 第30条に規定する支払
- (2) 第38条第2項に規定する支払

2 主務課長は、口座振替払の方法により支払をしようとするときは、相手方登録申請書を提出させ、口座登録を行わなければならない。ただし、第37条第1項ただし書

の規定による債権者については、この限りでない。

第41条第5項を次のように改める。

- 5 主務課長は、前項の通知を受けたときは、債権者の口座の確認を行い、口座振替訂正依頼書（別記第25号様式）を会計管理者に提出し、会計管理者は、指定金融機関に対し、これを送付しなければならない。

第41条第6項を削る。

第43条の4第1項中「各会計間で、又は歳入歳出外現金から各会計へ、現金を一時繰り替えて使用することができる」を「各会計又は出納整理期間中における各年度所属の経費について歳計現金に不足を生じ支出に支障があるときは、歳入歳出外現金を含めて、相互に一時繰り替えて使用することができる」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により運用した現金は、その当該年度の出納閉鎖期日までに繰り戻さなければならない。

第47条第2項に後段として次のように加え、同条第3項を削る。

この場合において、当該物品の購入の予定価格が20万円以上であるときは、会計課長の承認を得なければならない。

第70条第1号中サを削り、シをサとし、スからチをシからタとする。

第72条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により提出した収入予定表及び支出予定表の記載事項に著しい変動があったときは、主務課長は、直ちに会計管理者に報告しなければならない。
- 3 基金を所管する主務課長は、毎年度3月末日までに、翌年度以後の運用可能な金額及び期間並びに翌年度の積立て又は取崩しの予定を会計管理者に報告しなければならない。

別表第1中

現金分任 出納員の 設置箇所	現金分任 出納員	委任するものとする事務	を
----------------------	-------------	-------------	---

現金分任 出納員の 設置箇所	現金分任 出納員	委任するものとする事務	に
人事課長	人事係長 及び係員	所管に係る実費徴収金の収納	
	給与係長 及び係員	所管に係る返納金の収納	

改め、同表環境保全課の項から監理課の項までを次のように改める。

環境政策課	課長を除く課員	1 所管に係る手数料の収納 2 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）第11条に規定する過料の収納
-------	---------	--

産業廃棄物対策課	審査係長及び係員	所管に係る手数料の収納
	指導啓発係長及び係員	生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
文書法制課	文書管理係長及び係員	所管に係る手数料の収納
	法制係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 公報の売却代金の収納
	統計係長及び係員	所管に係る図書の売却代金の収納
管財課	課長補佐、管財係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納 3 契約保証金の出納 4 普通財産貸付料の収納
契約課	主任及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納

別表第1 市民税課の項中「庶務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表資産税課の項中「償却資産係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表滞納整理課の項中「税外債権並びにこれらの」を「その」に改め、同項の次に次のように加える。

債権整理課	課長を除く課員	税外債権及びその附帯金の収納
-------	---------	----------------

別表第1 市民課の項中「証明係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表生活環境課の項中「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同表病院事業課の項中「主任及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表都祁診療所の項及び月々瀬診療所の項を削り、同表国保年金課の項中「1 所管に係る国民健康保険料及び国民健康保険税並びにこれらの附帯金の収納」を「2 所管に係る国民健康保険料及び国民健康保険税並びにこれらの附帯金の収納」に改め、同表西部出張所生活総務課の項中「生活総務課」を「総務課」に、「庶務係長」を「総務係長」に改め、「3 証紙の売りさばき代金の収納」を削り、同表西部出張所住民課の項中「庶務係長及び係員並びに」を削り、同表月々瀬行政センター庶務課の項を次のように改める。

月々瀬行政センター総務課	課長補佐、地域振興係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
--------------	-----------------	--

	課長補佐、業務係長及び係員	所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納
--	---------------	----------------------

別表第1 都祁行政センター庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に、「庶務係長」を「総務係長」に改め、「3 証紙の売りさばき代金の収納」を削り、同表都祁行政センター業務課の項中「課長補佐、係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表都祁行政センター住民課の項を次のように改める。

都祁行政センター住民課	課長補佐、主任及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
-------------	-------------	----------------------------------

別表第1 東部出張所及び北部出張所の項中「4 証紙の売りさばき代金の収納」を削り、同表保護第一課の項中「庶務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同項の次に次のように加える。

保護第二課	課長を除く課員	1 世帯更生援護資金貸付回収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
-------	---------	-------------------------------------

別表第1 子育て課の項から保育所の項までを次のように改める。

子育て課	支援係長及び係員	1 母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課	保育係長及び係員	1 保育所保育料の収納 2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 4 所管に係る利用料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納
	放課後児童育成係長及び係員	児童育成料の収納
保育所	保育園長、副園長、主任及び保育士	1 保育所保育料の収納 2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 4 所管に係る利用料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納

別表第1介護福祉課の項中「3 所管に係る実費徴収金の収納」を「3 所管に係る手数料の収納」に改め、
4 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、
同表保健総務課の項を次のように改める。

保健総務課	課長を除く課員	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------	----------------------------------

別表第1保健総務課の項の次に次のように加える。

保健・環境検査課	課長を除く課員	所管に係る手数料の収納
----------	---------	-------------

別表第1生活衛生課の項中「生活衛生係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表健康増進課の項中「庶務係長」を「医療給付係長」に改め、同表企画総務課の項中「庶務係長」を「計画係長」に改め、同表収集課の項から土地改良清美事務所の項までの規定中「庶務係長」を「総務係長」に改め、同表観光交流課の項及び商工労政課の項を次のように改める。

観光交流課	観光振興係長及び係員	所管に係る使用料の収納
	国際交流係長及び係員	所管に係る参加負担金の収納
商工労政課	課長補佐、総務係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
	商工係長及び係員	1 中小企業貸付回収金の収納 2 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納 3 特定計量器定期検査手数料の収納 4 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納

別表第1農林課の項中「地図の売却代金」を「手数料」に改め、同表都市計画課の項中「庶務係長」を「総務係長」に、「所管に係る地図の売却代金の収納」を「1 所管に係る手数料の収納」に改め、同表西大寺南区画整理事務所の項の次に次のように加える。

公園緑地課	公園管理係長及び係員	所管に係る手数料の収納
-------	------------	-------------

開発指導課	庶務係長、指導係長及び審査係長	所管に係る手数料の収納
-------	-----------------	-------------

別表第1建築指導課の項中「庶務係長」を削り、「建築計画概要書等の複写料の収納」を「1 所管に係る手数料の収納」に改め、同項の次に次のように加える。
2 建築計画概要書等の複写料の収納」

景観課	課長を除く課員	奈良市景観計画（概要版を含む。）の売却代金の収納
-----	---------	--------------------------

別表第1土木管理課の項を次のように改める。

土木管理課	明示係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 地境明示に係る図面等の複写料の収納
	占用係長及び係員	道路、準用河川及び法定外公共物の占用料の収納
	宅地造成係長及び係員	1 宅地造成事業による分譲地代金の収納 2 宅地造成事業による契約保証金の出納

別表第1土木管理課の項の次に次のように加える。

下水道総務課	課長補佐、企画経営係長及び係員並びに料金係長及び係員	1 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金並びにこれらの附帯金の収納 2 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）並びにこれらの附帯金の収納 3 所管に係る使用料及び手数料の収納
	排水設備係長及び係員	1 水洗便所設備資金貸付回収金の収納 2 損失補償に伴う債権の回収金の収納 3 所管に係る手数料の収納

別表第1下水道管理課の項を次のように改める。

下水道維持課	調査計画係長及び係員並びに維持管理係長	損失補償に伴う債権の回収金の収納
--------	---------------------	------------------

別表第1下水道建設課の項中「庶務係長、東部下水道係

及びその附帯金の収納」

次のように改める。

保健総務課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
--------	----------------------------------

別表第2 保健総務課長の項の次に次のように加える。

保健・環境 検査課長	所管に係る手数料の収納
---------------	-------------

別表第2 観光交流課長の項を次のように改める。

観光交流課長	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る参加負担金の収納
--------	----------------------------------

別表第2 農林課長の項中「地図の売却代金」を「手数料」に改め、同表都市計画課長の項を次のように改める。

都市計画課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る地図の売却代金の収納
--------	------------------------------------

別表第2 西大寺南区画整理事務所長の項の次に次のように加える。

公園緑地課長	所管に係る手数料の収納
開発指導課長	所管に係る手数料の収納

別表第2 建築指導課長の項を次のように改める。

建築指導課長	1 所管に係る手数料の収納 2 建築計画概要書等の複写料の収納
--------	------------------------------------

別表第2 建築指導課長の項の次に次のように加える。

景観課長	奈良市景観計画等の売却代金の収納
------	------------------

別表第2 土木管理課長の項を次のように改める。

土木管理課長	1 道路、準用河川及び法定外公共物の 占用料の収納 2 所管に係る手数料の収納 3 地境明示に係る図面等の複写料の 収納 4 宅地造成事業による分譲地代金の 収納 5 宅地造成事業による契約保証金の 出納
--------	--

別表第2 下水道管理課長の項中「下水道管理課長」を「下水道総務課長」に、「4 損失補償に伴う債権の回収金の収納」を「4 水洗便所設備資金貸付回収金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

下水道維持課長	損失補償に伴う債権の回収金の収納
---------	------------------

別表第2 下水道建設課長の項中「農業集落排水事業分担金及びその附帯金」を「所管に係る手数料」に改め、同表住宅課長の項中「2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料並びに敷金」を「2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金」に改め、同表会計課長の項中「証紙の売りさばき代金」を「手数料」に改め、同表教育総務課長の項中「使用料」の次に「及び手数料」を加え、「5 証紙の売りさばき代金の収納」を削り、同表学務課長の項の次に次のように加える。

別表第2 消防局総務課長の項中「証紙の売りさばき代金」を「所管に係る手数料」に改め、同表農業委員会事務局長の項を次のように改める。

消防局総務課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
---------	----------------------------------

別表第2 消防局予防課長の項中「証紙の売りさばき代金」を「所管に係る手数料」に改め、同表農業委員会事務局長の項を次のように改める。

農業委員会事務局長	1 所管に係る手数料の収納 2 農地対価等徴収（農地売却代金及び農地貸付代金）
-----------	--

別表第3 中「請求のあつたと」を「請求のあつた額」に改める。

「債務が確定したとき」を「請求のあつた額」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式を次のように改める。
第24号様式 削除

第25号様式（第41条関係）

No.

口 座 振 替 訂 正 依 頼 書

年 月 日

奈良市指定金融機関

様

奈良市会計管理者 印

下記振込みについて、訂正事項のとおり訂正の手続をお願いいたします。

記

区分	課名／件名	振込日	振込先銀行	預金種別	受取人氏名	口座番号	金額
元							
訂正							

訂正理由（ ）

担当課		
係 員	課 長	決 裁

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第34号

奈良市税減免規則の一部を改正する規則

奈良市税減免規則（平成21年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
--------	----------------	----------------

第 7 条第 2 項第 2 号の表に次のように加える。

肝臓の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	特別項症から第 3 項症までの各項症
---------	--------------------	--------------------

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第35号

D 1	A階層を除き前年分の 所得税課税世帯であつて その所得税の額の区分が 次の区分に該当する世帯	15,000円未満	12,100	8,800	8,800
D 2		15,000円以上 40,000円未満	19,900	15,500	15,500
D 3		40,000円以上 60,000円未満	28,700	17,700	17,700
D 4		60,000円以上 103,000円未満	38,600	19,900	19,900
D 5		103,000円以上 413,000円未満	47,500	24,300	22,100
D 6		413,000円以上	53,000	26,500	24,300

を

D 1	A階層を除き前年分の 所得税課税世帯であつて その所得税の額の区分が 次の区分に該当する世帯	15,000円未満	12,100	8,800	8,800
D 2		15,000円以上 40,000円未満	19,900	15,500	15,500
D 3		40,000円以上 60,000円未満	28,700	17,700	17,700
D 4		60,000円以上 103,000円未満	38,600	19,900	19,900
D 5		103,000円以上 413,000円未満	47,500	24,300	22,100
D 6		413,000円以上 734,000円未満	53,000	26,500	24,300
D 7		734,000円以上	58,000	28,700	25,400

に

改め、同表備考 1 の(2)中「第41条の19の 2 第 1 項」の次に「、第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項、第41条の19の 4 第 1 項及び第 2 項」を加え、同表備考 2 中「児童が入所した日の属する月の」を「当該年度の 4 月」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市保育の実施に関する条例施行規則別表の規定は、平成22年 4 月 1 日以後の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第36号

奈良市児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則

奈良市児童手当の支払日に関する規則（昭和61年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則ただし書を次のように改める。

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第37号

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市職員安全衛生規則（昭和55年奈良市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「(同条例第39条の規定の適用を受ける職員を除く。)」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、奈良市立学校教職員安全衛生規則（平成22年奈良市教育委員会規則第 4 号）の規定の適用を受ける職員を除く。

第 2 条第 5 号に次のただし書を加える。

ただし、奈良市立学校教職員安全衛生規則の規定の適用を受ける長及びかいの長を除く。

別記第 3 号様式中「所属長

㊦」を

「所属長

㊦」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)